

## 一般競争入札による消防指揮車売却案内書

### 1 入札物件の概要

#### (1) 入札に付する物品・数量

消防指揮車

・車名	トヨタ ランドクルーザープラド
・型式	KN-KDJ120W
・原動機の型式	1KD
・排気量	2.98リットル
・燃料の種類	軽油
・初年度登録年月	平成15年2月
・走行距離	159,871km (令和6年3月25日現在)
・車検	一時抹消登録済(車検有効満了日 令和7年3月7日)
・自賠責保険	なし
・付属品	スタッドレスタイヤ(アルミホイール付)

#### (2) 最低価格

100,000円(消費税別)

※入札金額が最低価格を下回る場合は落札となりません。

### 2 入札の方法

一般競争入札

### 3 入札参加資格

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条規定第2項の規定に基づく上士幌町の入札参加の制限を受けていない者であること。

### 4 入札参加申込の方法

#### (1) 申込期間

令和6年4月30日(火)から令和6年5月10日(金)まで

午前8時45分から午後5時30分まで

※午後0時から午後1時及び土曜日、日曜日、祝日を除く

#### (2) 提出先

〒080-1408

河東郡上士幌町字上士幌東3線240番地

上士幌町役場 消防課(上士幌消防署)

#### (3) 提出書類

① 一般競争入札参加申込書兼受付済書(第1号様式)

② 契約に係る指名停止に関する申立書（第2号様式）

(4) 提出方法

持参又は郵送により令和6年5月10日（金）午後5時30分までに提出してください。

5 入札物件の公開について

(1) 公開場所

〒080-1408

河東郡上士幌町字上士幌東3線240番地

上士幌町役場 消防課（上士幌消防署内）

(2) 期間

令和6年4月30日（火）から令和6年5月10日（金）まで

午前8時45分から午後5時30分まで

※午後0時から午後1時並びに土曜日、日曜日、祝日を除く

(3) 事前申込

入札物件を確認する場合は、事前に上士幌町役場消防課までご連絡ください。

連絡先：01564-2-2519（上士幌消防署）

(4) その他

入札物件の引渡しは、現状のままで行いますので、事前に当該物品をご確認のうえ、入札してください。なお、当該物品の試乗をすることはできません。

6 入札方式について（郵送方式）

(1) 入札方法

入札書は、下記期日までに郵配送もしくは持参してください。電報・電送によるものは受け付けません。

(2) 入札書提出期限

令和6年5月15日（水）午後5時30分まで（必着）

※期限までに到着しなかった場合、入札は無効となります。

(3) 入札書類の作成

① 入札書を封入する封筒を用意し、表面に「消防指揮車入札書在中」と記載し、裏面に住所氏名を記入してください。

② 入札書に住所、氏名、金額（消費税抜きの金額を算用数字ではっきりと記載し、数字の始めに「¥」を記入する。金額の訂正は行わない。）を記入し、記載誤りがないか十分確認してください。理由のいかんにかかわらず、提出した入札書の書換え、引換え、撤回は認めません。

③ ①で作成した封筒に②の入札書を入れ封をしてください。（入れ間違いがないか十分に確認してください。）

④ ③で作成した封筒を下記「郵送先・持参先」に、令和6年5月15日（水）午後5時30分まで（必着）に郵送又は持参してください。郵送の場合は「各種書留」、「配達証明」、「宅急

便」等の差し出した記録が残る方法で送付し、開札が終わるまで差出控えを保存してください。

(4) 郵送先・持参先

〒080-1408

河東郡上士幌町字上士幌東3線240番地

上士幌町役場 消防課（上士幌消防署内）

7 開札及び落札者の決定

(1) 開札日

令和6年5月16日（木）午前10時

上士幌消防署 研修室

※開札への参加は自由ですが、入札参加者以外は入場することはできません。

(2) 落札者の決定

最低価格以上で、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、最高の価格が同額の場合、入札事務に関係のない職員に「くじ」を引かせ落札者を決定します。

(3) 発表

落札者が決定したときは、落札者にのみ連絡します。

8 入札書の無効

次に掲げる入札書は、無効となります。

(1) 一般競争入札参加資格が無い者のした入札書

(2) 同一人がした2通以上の入札書

(3) 金額その他記載事項が明らかでない入札書

(4) 金額を訂正し又は記名押印を欠いた入札書

(5) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(6) 入札書提出期限までに到着しなかった入札書

(7) 最低価格を下回る金額での入札書

9 契約の締結

(1) 落札者は、令和6年5月30日（木）までに町が作成した物品売買契約書により契約を締結していただきます。

(2) 契約締結に要する費用は、落札者の負担となります。

(3) 売買代金は、落札金額に消費税相当額（地方消費税含む）を加えた額となります。

(4) 売買契約の名義人は、一般競争入札参加申込書兼受付済書に記載された入札申込者となります。

10 売買代金の支払い

売買代金は、物品売買契約締結後、2週間以内に、売買代金全額を町が発行する納入通知書により指定金融機関等にお支払いいただきます。

## 11 入札物品の引渡し

- (1) 運搬費用、登録費用、その他引渡しに係る費用等はすべて落札者の負担となります。
- (2) 引渡し後の故障及び瑕疵等については、当町は一切責任を負いません。
- (3) 売買代金の支払いが確認でき次第（納入通知書兼領収書（領収印があるもの）を掲示していただく等）譲渡証明書、自動車車検証、鍵をお渡しします。
- (4) 引き渡し後2週間以内に名義変更を行い、手続き完了後は、証明証の写しを上士幌町役場消防課へ提出してください。
- (5) 物品については上士幌で使用していたものですが、売り払い後は上士幌町の物品ではありませんので、物品に上士幌町及び上士幌消防署のものと特定できるものが添付されている場合には、添付物の処分を行ってください。

## 12 その他

- (1) 入札物品の引渡しは、現状渡しとなりますので、事前に当該入札物品の確認をお願いします。
- (2) 落札者は、入札によって得た権利を第三者に譲渡することはできません。